

会社分割におけるマネジメントのあり方について

株式会社フジタ 若山 寿之*¹株式会社フジタ 永島 慈*²

By Hisayuki WAKAYAMA, Megumu NAGASHIMA

社会基盤整備事業に携わる建設企業が経営合理化のために会社分割を行い新会社に建設事業を移す場合は、基盤整備に関わる工事や営業活動が円滑に継続できることが社会的な使命である。本論文では会社分割を実施する場合に直面する課題と解決策および今後のあり方について示すことを目標とし、これから会社分割を計画する建設企業にとって有効なマネジメントの指針となることを目的としている。

【キーワード】建設企業、会社分割、マネジメント

1. はじめに

(1) 背景

平成 12 年 7 月に商法が改正され平成 13 年 4 月に会社分割制度が施行された。企業が経営の合理化のために行う企業再編を迅速かつスムーズに行う制度を導入することにより企業の経営基盤の強化を促進し、日本経済を確固たるものとする目的である。

業種に関係なく会社分割の業種共通の概略フローを示すと図-1 のとおりとなる。

その後建設企業が経営判断として会社分割を選択する事例がでてきており今後も会社分割の事例が予想できる。

会社を立ち上げてから建設業を営むためには新規に建設業許可を取得することが必要である。

建設企業が会社分割を行い新会社に建設業を移す場合は、建設業法により図-1 の④の会社分割時に旧会社の建設業の廃止を申請し、⑥の会社登記後に新会社で新規の建設業許可の申請をしなければならない。通常この建設業許可の申請手続きを開始してから許可が下りるまでに約 3 ヶ月を要するものである。

建設企業の会社分割の場合は工事や営業活動を継続しながら廃止と新規の建設業許可取得を短期間で行い、顧客に十分な説明をして、地域社会の混乱を招かないようにすることが使命である。

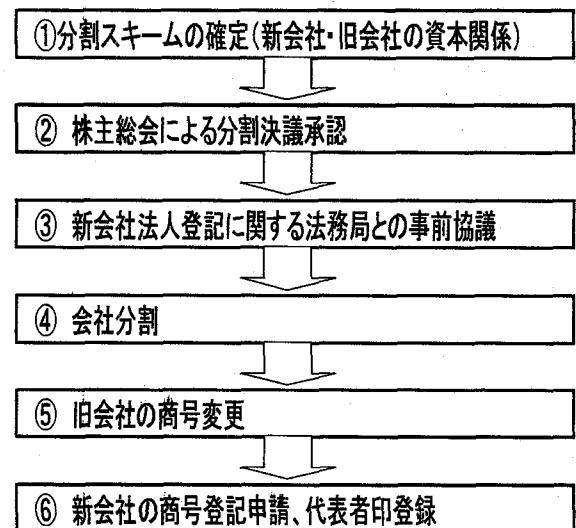


図-1 会社分割の業種共通の概略フロー

商法改正以降の建設企業の会社分割事例は、不動産事業と建設事業を分離して新会社へ建設事業を承継するケースが多く、いずれも綿密かつ周到な事前準備がなされていたため、建設業の廃止と新規の建設業許可取得を短期間に行い社会基盤整備事業を円滑に継続することができている。

(2) 論文の目的と概要

本論文は平成 13 年 4 月以降に実施された建設企業の会社分割事例を収集し、とりまとめて分析した後、建設企業に共通なマネジメント事項を抽出したもの

*1 土木本部 土木統括部部長 03-3796-2275

*2 土木本部 営業統括部課長 03-3796-2296

を基本材料とし、これから会社分割を計画する建設企業にとって、分割時の工事や営業活動が円滑に継続できる有効なマネジメントの指針となることを目的としている。

本論文の2では工事中断と営業中断のリスクをあげ、3～4では解決に必要な手順を解説し、5では会社分割におけるマネジメントの今後のあり方について述べる。

建設企業が会社分割を実施する場合、分割のために人員の配分、資産の配分を検討し、株式の分割や新会社の新株式発行等の計画をシミュレーションして最適な原案を作成する。この原案を新聞等で公表し、株主総会にて承認を得て正式決定となる。この公表から分割予定日までが準備期間である。以下会社分割のマネジメントについて分割公表直後、分割準備期間、分割直前、分割時、分割後という時間軸で論述する。

本論文では短期間における建設業許可取得に必要な事項を中心に展開し、会社新設に関わる商法の商業登記に関する事項についてはできるだけ省略する。

2. 直面するリスク

(1) 工事中断のリスク

分割時に旧会社が建設業を廃止してから新会社の建設業許可が下りるまでの期間、工事の施工を行った場合は違法となり下記のようなリスクに直面する。

- a) 建設業を廃止して新規の建設業許可取得までの間は、全工事を中断しないと違法となる。
- b) 旧会社が施工中の工事を新会社が継承することの可否。

(2) 営業中断のリスク

営業活動においても分割時に下記のリスクがあり、通常の許認可手続では営業開始までの期間が長すぎるためその間の新規受注が不可能となり、大きなリスクに直面する。

- a) 旧会社の建設業廃止から新会社の新規の建設業許可取得までの間の受注活動は違法となる。
- b) 特に公共工事の場合は建設業廃止から、法人登記に2週間、新規の建設業許可取得に3ヶ月、経営事項審査に2ヶ月、指名参加願いの受理に1ヶ月と

全体で約7ヶ月近くも時間を要する。

3. 工事中断を解決するマネジメント

会社分割時に工事中断が一例でも発生すれば、社会的な信用不安を一気に加速させ企業の存続に影響する大きなリスクとなるため、工事中断は必ず避けなければならない。

法律に基づく旧会社で契約締結した工事について発注者が継続を承諾した場合に限り、新会社が工事の完成まで施工することができるため、建設企業はリスク回避のために全工事について継続の承諾を得る必要がある。

以下に工事を円滑に継続するための事前承諾の取得と事後通知の手順を解説する。

(1) 分割準備期間に行う事前承諾

工事継続の条件として以下 a) b) の工事請負契約約款により承継承諾を得ることが定められている。

a) 公共工事標準請負契約約款 第5条

「請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。」

b) 民間連合協定 工事請負契約約款 第6条

「当事者は、相手側の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することまた承継させることはできない。」

これらにより既存の契約工事毎に発注者から書面による承諾を分割日迄に得る必要がある。

建設企業は施工中の全工事リストと全発注者の理解を得られる説明資料を作成し、折衝担当者教育を実施する。折衝担当者は工事について図一2に示す承諾書を作成し、発注機関へ新会社が承継後も十分に契約を履行する能力があることを説明するとともに承諾同意の押印を取得することが責務となる。

組織的には各折衝担当者の報告により進捗や発注者の意見をとりまとめて分析し、折衝が困難な場合の解決策を検討して全工事の承諾書を取得する。役職者や経営者による折衝が最も効果がある。

○ 年○月○日

契約先●●● 殿

旧会社 ○○○株式会社
会社代表の契約者氏名 印

工事請負契約承継承諾願

記述内容

- ① 旧会社は○月△日に商法３７３条の規定により会社分割をします。
- ② 新設の会社○△○を設立します。
- ③ 旧会社の建設事業に関する一切を新会社○△○が承継します。
- ④ 工事請負契約約款に基づき旧会社○○○と●●●の間で締結された下記工事請負契約に係わる権利義務を新会社○△○が承継することを承諾いただきたくお願いします。

記

工事名
工事場所
契約金額
工期

上記について承諾する
○ 年○月○日

旧会社 ○○○株式会社
会社代表の契約者氏名 殿

契約先●●●
契約者名 印

図－２ 承諾書の例

(2) 分割後に行う事後通知

工事継続には以下の建設業法により承継することを通知することが定められている。

建設業法第 29 条の 3

「建設業許可がその効力を失った場合にあっては、当該許可に係る建設業者であった者又はその一般承継人は、許可がその効力を失う前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は許可がその効力を失った後、2 週間以内にその旨を当該工事の注文者に通知しなければならない。」

分割後に旧会社が建設業を廃業し、既存工事請負契約に係る建設工事を新会社が継続して施工することと、新会社が旧会社の一般承継人となったことを通知する必要がある。

2 週間以内に手続きが完了しないで工事を継続した場合は、建設業法違反となる。

折衝担当者は図－３に示す通知書を作成し、二週間以内に発注機関へ提出し内容説明を行う。組織的には各折衝担当者の報告により全工事の通知の進捗および完了を確認する。

○ 年○月△○日

契約先●●● 殿

新会社 ○△○株式会社
会社代表の契約者氏名 印

工事請負契約承継通知書

記述内容

- ① 新会社は○月△日に商法３７３条の規定による会社分割により新たに設立され旧会社○○○の建設事業に関する一切を承継しました。
- ② 旧会社は建設業を廃止することになりますが、●●●の間で締結された下記工事請負契約に係わる建設工事については建設業法第 29 条の 3 第 1 項の規定により新会社○△○が一般承継人として施工を継続します。
- ③ 請負契約にかかる建設工事を完成する目的の範囲内においては、建設業法第 29 条の 3 第 4 項の規定により、新会社○△○が建設業者とみなされます。
- ④ 建設業法第 29 条の 3 第 5 項の規定により、●●●はこの通知を受けた日から 30 日以内に限り、本請負契約を解除することができます。

記

対象工事名
工事場所
契約金額
工期

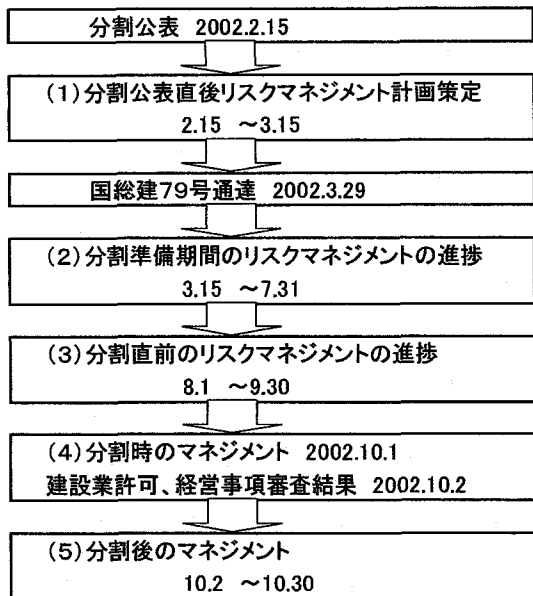
図－３ 通知書の例

4. 営業中断を解決するリスクマネジメント

2 項の直面するリスクで述べたように営業中断に関わるリスクは建設企業にとって最大のリスクである。例として 6 ヶ月営業できなければ年間受注額の約 2 分の 1 を失うだけでなく経営事項審査点の低下にも大きく影響を及ぼすからである。

3 項の工事中断を解決するマネジメントで述べたように建設業法により廃止から新規の建設業許可取得までの間は営業できないことが自明であり、不可避であるため、いかにして短期間で許可を取得するかがリスクマネジメントの焦点となる。

筆者らが所属する企業が実際に経験した許可取得までのタイムスケジュール事例を図－４で紹介し、最大リスクである無許可期間および公共工事の不参加期間の短縮についてのリスクマネジメントの計画、進捗の内容を図－４の (1) ～ (3) でリスクマネジメントと表現している。以下に図－４で示した時間軸の見出しの番号順 (1) ～ (5) に沿って解説する。



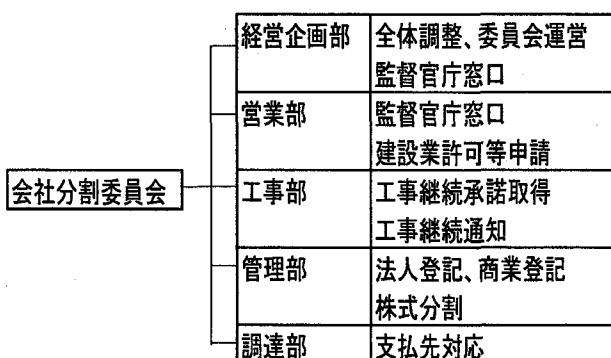
図一4 実際のタイムスケジュール

(1) 分割公表直後リスクマネジメント計画策定

建設企業の経営継続に多大な影響を及ぼすリスク事項であるために、当初はどのような取組みをしたかを組織、情報、リスクを中心に計画策定について述べる。時期は分割公表後から約1ヶ月間であった。

a) 組織計画

最高議決権のある取締役会議に報告する義務と、その会議で承認された事項に関して全部門に対して指示できる権限を有する経営企画部署がリーダーとなり工事、営業、調達、管理の各部門の代表者から構成される会社分割委員会（以下委員会）を設置することとした。筆者らは工事部門の代表として参加した。図一5は委員会組織と主な役割を示す。



図一5 委員会組織と役割

b) 情報計画

許認可の監督官庁との窓口は委員会の中でも経営企画部署と営業部署が行うこととした。窓口の役目は企業内組織からの質問等を取りまとめて監督官庁と協議を進めることであった。

企業内でのすべての情報を委員会に集中させること、委員会は監督官庁との協議結果を企業内全組織に具体的行動命令も含めて配布することを決定した。

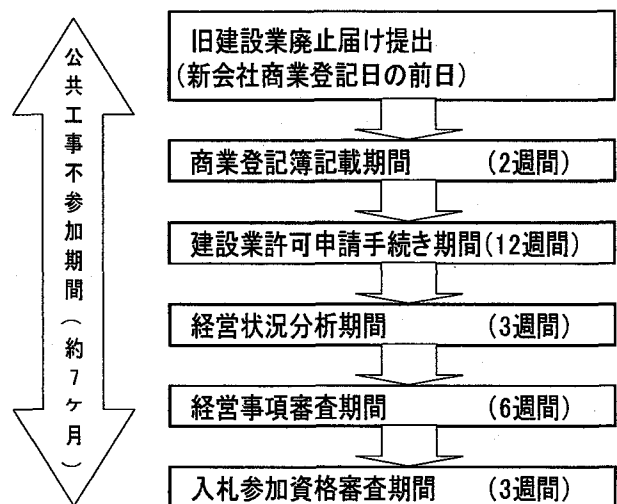
c) リスクの特定

委員会では最初に外部要因によるリスクを特定すべく、建設業登録だけでなく、他の業務登録や監督官庁への届け出申請の有無を最初に調査した。

具体的には監督官庁への申請業務の経験者を集めてチェックリストを作成し、リスクとなる所要期間、作業量、担当部署、責任者を逐一確定する作業を実施した。その結果、新会社での公共工事の入札参加取得までの期間が約7ヶ月要することを事業損失最大のリスクとした。入札参加資格取得までの通常の届出フローと所要期間を図一6に示す。

その他の届け出申請例については CORINS 工事実績移動願、監理技術者証変更届、建設コンサルタント業登録申請、TECRIS 実績移動願、砂利採取業者登録申請、碎石業者登録申請等があった。

内部要因によるリスクでは、従業員が無許可期間に営業行為を行う等の違反行為をさせないコンプライアンス事項を特定した。



図一6 入札資格取得までの通常フロー

d) リスクの算定

委員会は建設業の無許可期間および公共工事の不参加期間の受注機会損失額をリスク額として算定し、その期間が短縮できた場合のシミュレーションも実施して最大値と最小値を計上した。

また合わせて経営事項審査の点数についてもシミュレーションを実施した。算定結果は受注額の2分の1減と経営事項審査点が大幅減となり回復に3年はかかるというものとなった。

e) リスク対応方針

委員会は建設業法により回避や移転することができない事項であるため、リスク削減を最大目標に無許可期間および公共工事の不参加期間の短縮を決定した。

f) リスク対策

委員会は建設業許可申請から入札参加資格取得までに提出しなければならない申請書類の作成について調査分析し、作業量と作成部署を決定した。このことによって企業内での必要時間が算出され約6ヶ月のタイムスケジュール原案が計画できた。

次いで委員会は窓口を通して監督官庁との相談の機会を設定し、リスクである無許可期間および公共工事の不参加期間の短縮について相談を行ったところ事前申請は受け付けないが、事前協議には応じてもらえるとの回答を得ることができた。

委員会はこれを受けて全国の地方自治体を対象に事前協議に応じてもらえるかどうかを確認するよう企業内に指示を出した。

g) コンプライアンス対策

全従業員による違法行為がなされないよう会社分割について分かりやすい説明会を繰り返し実施し、手続き期間別に活動できる範囲を以下のように解説して共通認識を持ってもらうことにした。

①期間Ⅰ：商業登記申請前

新会社は法人として認知されないため、許認可等の事前申請は正式なものとして取り扱われないこと。

②期間Ⅱ：商業登記申請～建設業許可通知前

許認可の申請手続きは商業登記以降、正式なものとして取り扱われる。しかし建設業許可がないため原則として、この間に建設工事の施工や請負契約を行った場合は違法となる。ただし期間Ⅰに旧会社で請負契約を締結した工事は建設業法第29条の3の規定

により新会社が一般承継人となるため、工事の完成まで施工することができること。

③期間Ⅲ：建設業許可通知～経営事項審査結果通知～入札参加資格通知前

新会社の経営事項審査があるため建設業法上は、公共工事の入札・契約行為が可能となる。別途、条例や要領等により入札資格審査を義務づけている発注機関では入札・契約行為が認められていない。ただし、発注者によっては入札参加資格承継制度を整備している場合があるため確認が必要である。

④期間Ⅳ：入札参加資格通知以降

新会社は全ての資格要件を満たすため、従来どおりの営業活動が可能となること。

(2) 分割準備期間のリスクマネジメントの進捗

時期は分割公表後の1ヶ月後から分割時の2ヶ月前までの4ヶ月半の期間であった。分割公表直後の段階では確認できなかった事項についても活動の進捗とともに判明してくるため、常に変更管理ができる様にすることが重要であり、特に監督官庁との打ち合わせ結果によって大きく左右される事項が多かった。以下に進捗段階でのリスクマネジメントについて項目別に検証する。

a) 組織活動の進捗

会社分割を進めている場合、経理、人事、総務といった管理部署は人員の配分や資産の分割、株式の分割作業に追われ、新会社設立準備がさらに拍車をかける状況となるので、建設業廃止と新規の建設業許可申請書作成の実務を担当するのは、営業部門や工事部門において担当することにした。当初は全部署での対応を計画したが、営業と工事部門が主体的に活動し、組織内の指示も命令系統を通すことで責任も明確となり他部門の協力も得られた。

b) 情報活動の進捗

許認可の監督官庁との事前協議においては国土交通省の地方整備局建政部建設産業課と、企業の本社所在地にある都道府県建設業許可事務担当課との協議は委員会の窓口担当者が行った。この時期の打合せは週一回程度で進め、必ず企業側の進捗度合いを報告することと申請手続きに関する打合せを実施した。この打ち合わせメンバーは必ず二名以上として誤解をしたまま議事録等を作成しないように相互確

認させることを徹底した。また質疑応答等で不明な点を残さないようにし、協議結果も常に明確にしておくようにした。

ステークホルダー（利害関係者）である株主や発注機関等への会社分割の説明については営業、工事部門で相手先を分担して実施し、相手からの理解を得ることができた。

企業内においては、監督官庁との協議内容を解説し、具体的行動の指示をイントラネットでの通達や掲示版にて公開し、全従業員へタイムリーな伝達を実施したため、計画通りの進捗ができた。

工事に関する進捗項目は委員会が発信した通達に対する現場所長からの報告を確認することであった。全組織からの報告をまとめてゆき、企業全体の進捗を把握することができていなければならなかったためである。特に工事継続に関する承諾書・通知書の事項を優先事項として取り組み、承諾拒否が発生しなかったことを確認した。

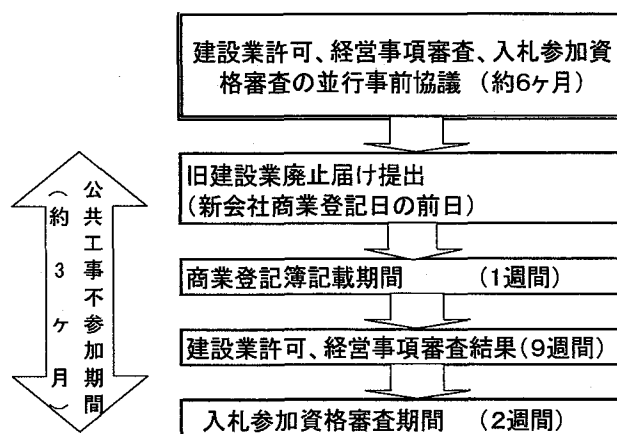
c) リスク対策の進捗

この時期に外部要因に変化があり国土交通省は、国総建 79 号¹⁾の通達において建設業許可ならびに経営事項審査の事務をより一層迅速に処理するために関係省庁、地方自治体に対して申請の取扱いを通達している。具体的内容は建設業許可手続き円滑化のための事前打合せ実施、施工中の建設工事の継続施工のための建設業法の運用、経営事項審査の審査基準日の取り扱いと審査対象期間の定義であった。

委員会は最大リスクである無許可期間および公共工事の不参加期間の短縮について監督官庁との事前協議を繰り返す中で、申請書類を事前協議の中で完全なものに仕上げて分割時に提出することを確認し、工程検討の結果、公共工事の不参加期間は当初の約7ヶ月から3ヶ月以内までに短縮できる見通しができるようになり、図一7に示す改訂フローとすることができた。これは建設業許可・経営事項審査手順が並行作業でできることと通達による迅速化の結果である。

図一7の進め方は分割時に作業が集中してしまうため、分割直前まで監督官庁の担当官との十分な事前協議を行い、日程計画を詳細に詰めておかねばならないことがわかった。

分割後の実施事項についてもこの段階で準備する



図一7 改定フロー

ものを述べる。指名参加願ひ並びに入札資格審査については発注者毎に提出する必要があるために全発注者のリストを作成し、事前に協議する日程を調整し準備する。

同様に建設業許可に係る営業所の建設業許可申請後の「営業所調査」を含んだ手続き期間短縮のため、当初の登録事業所を本社・首都圏の支店に限定して申請することにし、許可後に残りを追加の形で変更申請することとする。このため首都圏の営業所事前調査の予定を監督官庁と協議しておく。

(3) 分割直前のリスクマネジメントの進捗

この時期は分割時の2ヶ月前から分割時までの申請書類仕上げと分割申請実施の予行演習期間となる。

a) 組織活動の進捗

組織で共同して申請書類を分担して作業を進めたが、一申請書類であっても多数の部門から正確な情報を収集しようとする場合に、ミス、主旨や連絡の不徹底、手戻り等で作成に多大なエネルギーを費やしてしまう事例が多く見られた。委員会で分析し、原因は担当者の責任感にあると考え、責任分担表を作成することにした。業務内容とメンバー名を入れて役割をマトリックスで表示した。役割は支援者、担当者、チェック者、承認者の役を割り当てた。特に承認者とチェック者は同一人としなくて二重の確認体制としてゆくことによってミスを減らすことができた。

b) 情報活動の進捗

監督官庁との協議は、具体的申請書類が完成することを確認することや企業内の準備作業の経過報告

を続けるうちに、官民共同作業によりこの申請を国内初の会社分割テストケースとして成功させようという意気込みを双方で感じられるようになってきていた。監督官庁から事前打合せ等により手続期間の極力短縮、制度の運用面での柔軟な対応、積極的な支援という強い意思表示があり、建設企業も制度の運用面での具体的な緩和措置を積極的に提言した。

c) リスク対策の進捗

申請書類が完成することを確認する作業段階に入る。建設業許可の手続きに関する書類について示す。事前完成できたものと分割時直前の情報に修正されたものがあつた。

①事前完成できた書類

建設業許可申請書、誓約書、工事経歴書、
管理責任者証明書、選任技術者証明書、
申請者略歴書、株主調書、
開始貸借対照表(営業沿革)、
所属建設業団体、主要取引金融機関、
建設業許可申請書別表、使用人一覧表、
使用人略歴書

②事前完成したが分割直前に修正された書類

使用人数、監理技術者一覧表、
経営事項審査、経営状況分析手続きに関する書類
について示す。

③事前完成できた書類

経営事項審査申請書、工種別完工高、
技術職員名簿等、消費税申告書、
経営状況分析申請書、兼業事業売上原価報告書、
確定申告書、郵便振替払込受付証明書、
財務諸表、変更届書表紙、退職一時金制度導入、
企業年金制度導入

④事前完成したが分割直前に修正された書類

安全成績、建設業経理事務士数、賃金不払件数
指名参加願い並びに入札資格審査の各地方自治体
との事前協議の状況は、対象とする全地方自治体と
円滑に行われているかを一覧表にて進捗度合いを確認
できるようにした。また営業所の調査も順調に実施
された。

この書類確認段階で公共工事の不参加期間は図一
7の改定フローの3ヶ月近くから3週間以内までに
短縮できる見通しができるようになった。具体的
には新会社の商業登記完了の数日以内に建設業許可と経

営事項審査結果が降りることになった。入札参加資
格審査の取扱いが発注者により異なり、国土交通省の
場合は、資格の算定は各地方整備局毎に行われるため、
その回付期間を含めると2週間程度となる見込みで
あつた。

(4) 分割時のマネジメント

分割日とその前後の数日間は法人設立や株式関係
の手続き等もあつて多くの申請業務が並行するので
時間計画と責任分担表を作成し、担当者を集めて入
念な行動リハーサルを実施した。

具体的には法人の登記簿謄本を持って各許認可の
監督官庁へ走ることになるので利用交通機関や経路
等のシミュレーションと連絡方法および事故発生時
の対応も計画に含めておくことが重要であつた。

結果として図-4で示したように法人設立と建設
業許可申請を同日に行うことができ、翌日には建設
業許可と経営事項審査結果を取得することができた。

指名参加願い並びに入札資格審査については10日
から15日間以内に中央官庁並びに各地方自治体も含
めて受理通知を取得でき、分割直前のリスクマネジ
メント時の見通しどおりとなつた。

(5) 分割後のマネジメント

図-4で示したように申請翌日に建設業許可を取
得できたため、以下の2点について手続きを進めた。

a) 監理技術者証の変更

建設業技術者センターへの監理技術者資格証につ
いては許可番号の変更手続きが必要であつた。個人
毎の変更となるため、かなりの処理量となることが
わかり管轄のセンターと打ち合わせをして実施した。

b) CORINS 検索の承継

日本建設情報総合センターのCORINS(工事情報
システム)は建設業許可番号で工事实績の検索をす
るシステムであつたため、新しい許可番号となつた
場合は旧会社の実績が連動して表示されないことが
わかつた。工事实績移動願いを遅滞なく提出して、
新旧の実績を同一企業として表示できるように依頼
した。この手続きをしなかった場合は公共工事の入
札公告に応募した際、発注者が実績検索をしても旧
会社の実績が表示されず不受理となることが予想さ
れるからであつた。

委員会は全ての申請項目の許認可状況を確認し、

関連する部署へ遅滞なく連絡し通常の営業活動が可能になった旨を公開情報としてイントラネット等に開示した。委員会は遭遇したリスクや不確実であった項目、トラブルとなった項目を整理して今後のリスク対策案を具体的に計画して取締役会に報告した。

5. 会社分割マネジメントの今後のあり方

筆者らが経験した手順や対応は東京証券取引所一部上場企業で初めての会社分割ということもあり、監督官庁も建設企業も手探り状況からの出発であった。建設企業がマネジメントの主眼を許認可に関わる法律や手続きの調査分析から開始し、事前計画を立ててから監督官庁との協議に入ったことが良い結果につながったと考える。また事前協議途中で国土交通省の通達があり、監督官庁から事前打合せ等で極力手続期間の短縮に協力するという意思表示があったことと、建設企業側からは作業の経過報告を密にしていたため官民共同作業となったと言える。

今後のあり方として会社分割を進めるには前述したように十分な事前検討と計画を行い、監督官庁との事前協議および進捗報告を密に実施して社会基盤整備事業を停滞させることのないように組織、情報、リスクの項目を中心マネジメントについてすすめるべきである。また建設企業の従業員が企業存続をかけた会社分割であるとの危機意識を持って真剣に取り組むことが、事業承継について発注者や監督官庁

の担当者の理解と共感を喚起するので、全従業員に対する会社分割の意義・内容について確実な理解を得られるよう教育することが必要である。

6. まとめ

建設企業が会社分割をするということは経営を抜本的に改善するためのものであるため、必ず成功させなければならない。本論文では建設業に特有な部分について論じたが、実際の会社分割手続きは商業登記に関連する手続き、資本分割に関わる株式の手続き、その他の事業登録が並行するため混乱は避けられないと考える。

社会基盤整備に社会的責任を持つ建設企業が初めて会社分割に遭遇した場合、円滑な事業継続を成功させるために短期間における建設業許可取得のマネジメントを十分に検討されることを推奨したい。

本論文では必須手順について時系列的に要約して解説を試みている。また手続きについても、どの建設企業であっても共通となる主要事項を列挙することを主眼として編集した。同様の事例がなされる場合に本論文がなんらかの形で寄与できれば幸いである。

【参考文献】

- 1) 建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について、国総建 79 号、2002. 3. 29

About the ideal way of management in the corporate separation.

By Hisayuki WAKAYAMA, Megumu NAGASHIMA

When the construction enterprise that is involved in the social infrastructure maintenance business divides the company for the management rationalization and the construction business is moved to a new company, being able to continue construction and the business operation related to the infrastructure smoothly is a social mission.

This thesis shows the problem and the solution that faces when the corporate separation is executed. It has aimed to become the indicator of management to which the procedure described in this thesis is effective.